

志摩市過疎地域持続的発展計画(変更案)に関するパブリックコメント(意見募集)
結果について

【意見募集の期間】

令和4年5月23日～令和4年6月21日(30日間)

【計画(案)の公表方法】

志摩市ホームページへの掲載

志摩市情報コーナー(本庁1階ロビー)での閲覧

総合政策課及び各支所の窓口での閲覧

【意見等の提出方法】

総合政策課及び各支所へ書面(所定様式)の持参
郵送

ファクシミリ

電子メール

【募集結果】

意見等の件数:1件

【ご意見の概要及びご意見に対する市の考え方】

	ご意見の概要	ご意見に対する市の考え方
1	<p>どうして計画を作成するのか、計画で何をしようとしているのか等が客観的に分かるよう法令、条項を記載して目的を記載すべきである。</p>	<p>過疎地域持続的発展計画については、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（以下、「過疎法」という。）に基づき、市町村が策定する計画です。</p> <p>本計画の目的については、三重県過疎地域持続的発展方針を踏まえ、市の総合計画のもと、「地域の持続的発展の基本方針」として本計画 P10 に記載しております。</p>
2	<p>計画遂行に向け、市役所体制整備を図ることを記載した方が良い。計画内容の遂行のため市役所職員の研修を年 1 回以上実施して計画の周知徹底を図り、計画を推進することを記載すべきである。</p>	<p>本計画の達成状況については、毎年度終了後、速やかに担当課室で評価し、市長、副市長、教育長及び担当部局長等による政策協議の場において、その評価結果を検証することとしております。</p> <p>頂戴しましたご意見を踏まえ、今後も本計画の推進に向け、取組の評価・検証方法や PDCA サイクル確立に向けた市内部体制の整備に努めてまいります。</p>
3	<p>必要な用語の定義をするべきである。事業計画に「特別」とある事業がありますが、「特別」がない事業名もある。「特別」の意味が理解できない。</p>	<p>本計画における事業については、過疎法第 14 条第 1 項および第 2 項に規定されるハード事業とソフト事業に大別されます。「過疎地域持続的発展特別事業」とは、過疎法第 14 条第 2 項に規定されるソフト事業を指し、地域社会の実現を図るため特別に地方債を財源として行うことが必要と認められる事業と定義されております。</p>
4	<p>事業内容における「他」、「他 1 2 路線」等といった記載について、計画内容はできるだけ具体的に記載すべきである。意見を募集しているが、その内容が市民等に分からない部分があり不適切である。</p>	<p>本計画に記載の事業については、今後の社会、経済の状況等を踏まえ、具体的な事業内容や対象施設を決定していくものも含まれていることから、このような記載としております。</p>

5	<p>成年後見制度の利用促進については、介護保険とともに高齢者、障がい者等の福祉制度として重要なものであり、同制度の利用促進事業を計画し、過疎地域の持続的発展に繋げていただきたい。</p>	<p>志摩市では、福祉分野別計画である「第8期介護保険事業計画及び高齢者福祉計画」及び「第2期志摩市障がい者（児）計画」に成年後見制度の周知と利用促進について記載し、また上位計画となる「第4次志摩市地域福祉（活動）計画」の中に「志摩市成年後見制度利用促進基本計画」を位置付け、制度の推進を図っているところです。</p> <p>いただいたご意見を踏まえ、本計画 P37～39 に記載の高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進に向けた注力すべき取組の1つとして、引き続き取り組んでまいります。</p>
6	<p>上水道について、水道の使用量検針通知書への契約口径の記載や、クレジットカード払いの導入など、利用者にとって、より分かりやすく、便利な仕組みを構築する事業計画等をして、過疎地域の持続的発展に繋げていただきたい。</p>	<p>本計画 P33 の通り、上水道事業経営の健全化・合理化に努めるとともに、P26 の通り、行政全体のデジタル化に向けた業務プロセスの見直し、システムの標準化、各種手続きのオンライン化等の取り組みも進めております。</p> <p>いただいたご意見を踏まえ、より利用者にとって分かりやすく利便性の高い上水道サービスの提供に努めてまいります。</p>
7	<p>① 防火水槽や消防団車庫が市有地に設置されているものや、地縁団体や個人の所有地に設置されているものがある。地縁団体や個人の所有地に設置されているものでは、無料で借用する使用貸借契約となっているもの、賃料を支払う賃貸借契約になっているものがあり、負担の格差を生じているので、この負担を解消する必要がある。</p> <p>② 防火水槽の標識について、市内の大型商業施設等には標識が設けられ</p>	<p>本計画 P32 の通り、各種災害発生時に被害を軽減するよう地域全体で消防力を強化していく必要があると考えております。</p> <p>いただいたご意見を踏まえ、引き続き地域の消防体制の強化と維持に努めてまいります。</p>

	<p>ているが、志摩市が設置する防火水槽には標識がないものが多い。標識が設置されていない防火水槽について、標識を設置する事業を計画いただきたい。</p>	
--	--	--